下松市
犯罪被害者等支援条例

【令和５年４月１日施行】

下松市役所　生活安全課
月～金（祝日・年末年始除く）８：30～17：15
☎ 0833-45-1828　📠 0833-41-6220
✉ seikatsu@city.kudamatsu.lg.jp

下松市犯罪被害者等支援条例に基づく支援について

市では犯罪被害により亡くなられた犯罪被害者の遺族又は重症病を負った犯罪被害者の方及び性犯罪被害者の方に対し、一日でも早く安全で安心な暮らしを取り戻すことができるよう、見舞金・生活支援助成金を支給します。

見舞金

遺族見舞金　【支給額３０万円】

【支給対象者】
犯罪等の被害により死亡した市民の遺族

重傷病見舞金　【支給額２０万円】

【支給対象者】
犯罪等の被害により重症病を負った被害者であって、当該犯罪等の発生時に市民であった方

性犯罪被害見舞金【支給額１０万円】

【支給対象者】
性犯罪の被害者であって、当該犯罪等の発生時に市民であった方

申請期限
犯罪被害の発生日から２年以内

生活支援助成金

助成金の種類
- カウンセリング費用
- 弁護士相談費用
- 一時配食費用
- 一時保育費用
- 特殊清掃費用
- 就労のための資格取得等費用
- その他費用

【上記費用合計額支給上限３０万円】

助成を受けられる対象者
①申請時に市民であること
②犯罪行為により死亡した被害者の遺族
③犯罪行為により重症病を負った被害者又は家族
④性犯罪の被害者又は家族

申請期限
犯罪被害の発生日から１年以内

警察に被害届が受理されており、被害事実が客観的に確認できることや、申請者の範囲など、要件がありますので、詳細についてはお問合せください。

見舞金・生活支援助成金の申請に必要な書類

遺族見舞金

- 死亡診断書・死体検案書（死亡の年月日を証する書類）
- 戸籍の謄本又は抄本（被害者との続柄を証する市町村長が発行する証明書）
- 住民票（被害者が本市に居住していたことを証する書類）
- 事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証する書類
- 被害者の収入により生計を維持していたことを証する書類
- 申請者の身分証の写し　など

重傷病見舞金・性犯罪被害見舞金

- 医師の診断書
- 住民票（被害者が本市に居住していたことを証する書類）
- 申請者の身分証の写し　など

生活支援助成金

- 費用の支払を証する領収書（支払い内容を証明することが出来る書類）
- 死亡診断書・死体検案書（死亡の年月日を証する書類）
- 戸籍の謄本又は抄本（被害者との続柄を証する市町村長が発行する証明書）
- 住民票（申請時に本市に居住していることを証する書類）
- 事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証する書類
- 被害者の収入により生計を維持していたことを証する書類　など

支給、交付決定の取消や返還を求める場合があります

- 見舞金の支給又は助成金の交付を受ける資格がないと判断した場合
- 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めた場合
- 上記に掲げる場合のほか市長が支給の決定を取り消す必要があると認めた場合

相談窓口のご案内

山口県

山口県犯罪被害者等支援総合的対応窓口 月～金　8：30～17：15　☎ 083-933-2619	犯罪被害者等支援に関する窓口の紹介
山口県男女共同参画相談センター 月～金　8：30～22：00 土・日　9：00～18：00　☎ 083-901-1122	配偶者間暴力（DV）などの相談
やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお ２４時間無休　（#8891）　☎ 083-902-0889	性暴力被害に関する相談
児童相談所 全国共通ダイヤル（２４時間無休）　☎ 189 周南児童相談所　☎ 0834-21-0554	児童虐待などこどもに関する相談

山口県警察

警察総合相談窓口 短縮ダイヤル #9110　警察県民課　☎ 083-933-0110	犯罪被害に関する窓口の紹介
女性犯罪被害相談電話 **レディースサポート110・性犯罪被害相談窓口** ☎ 0120-378-387　☎ 083-932-7830	女性の犯罪被害などに関する相談
少年サポートセンター **ヤングテレホン・やまぐち（人身安全少年課）** ☎ 083-933-0110	犯罪被害に関する窓口の紹介
下松警察署 ☎ 0833-44-0110	犯罪被害に関する窓口

その他専門窓口

公益社団法人山口被害者支援センター **（ハートラインやまぐち）** 月～金　10：00～16：00　☎ 083-974-5115	犯罪被害や支援に関する相談
法テラス（日本司法支援センター） 平日　9：00～21：00　☎ 0120-079-714 土曜　9：00～17：00（日・祝日・年末年始を除く）	犯罪被害支援に関する相談
山口県弁護士会 月～金　9：00～16：00　☎ 0570-064-490	法律相談